

# 破産手続申立ての際に必要な費用など

(令和元年10月1日現在)

鳥取地方裁判所 民事部 破産係

1	現金(官報掲載料)  (管財事件の予納金)	15,499円  50万円～	申立てと同時に納付していただきますので、左記の現金を持参してください。郵便等で申立てをされた方には、納付に必要な書類を送付しますので、それに従ってください。納付をされない場合には、破産手続開始申立てや免責許可申立てが却下されます。  なお、上記現金が余る場合は口座振込で返還しますので、還付先となる銀行等の口座について記載できるようにご準備ください。
2	収入印紙(申立手数料)	1,500円	<内訳> 破産手続開始申立費用 1,000円 免責許可申立費用 500円
3	郵便切手  (通知呼出料等)	500円×4枚 100円×5枚 84円×(債権者の数+15)枚 10円×(債権者の数+15)枚 5円×2枚	※ 債権者の数とは、債権者一覧表に記載された債権者(支店等が異なる場合は支店等ごと)の数です。
4	あて名書きをした封筒  (債権者全員の分 及び申立人の分)		破産・免責手続で、裁判所から債権者および申立人にあてて郵便を出すこととなりますが、その際の事務をできるだけすみやかに行うために、債権者および申立人の郵便番号と住所と名前(名称)をあて名書きしたものを、あなた(申立人)の方で用意していただくものです。 封筒サイズはなるべく無地の長形3号のものを使用してください。 通知等は裁判所から発送しますので、差出人の記載はしないでください。 また、各記載については正確に行ってください。
5	その他の費用等について		破産申立ての個別の事情等により、上記以外にも費用が必要になる場合があります。詳しくは破産裁判所にお尋ねください。